三　吸収分割承継組合等における次に掲げる事項
イ　法第八十八条の五第一項において読み替えて準用する法第六十六条並びに法第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過
ロ　法第八十八条の五第一項において読み替えて準用する法第八十四条の四第二項の規定による請求に係る手続の経過
四　吸収分割により吸収分割承継組合等が吸収分割組合から承継した重要な権利義務に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
（吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会の事後開示事項）
第百条の三　法第百八条の七において読み替えて準用する法第八十七条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　吸収分割（法第百八条の四第一項に規定する吸収分割をいう。以下この条において同じ。）が効力を生じた日
二　吸収分割連合会における次に掲げる事項
イ　法第百八条の七において読み替えて準用する法第六十六条並びに法第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過
ロ　法第百八条の七において読み替えて準用する法第八十四条の四第一項の規定による請求に係る手続の経過
三　吸収分割承継連合会における次に掲げる事項
イ　法第百八条の七において読み替えて準用する法第六十六条並びに法第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過
ロ　法第百八条の七において読み替えて準用する法第八十四条の四第二項の規定による請求に係る手続の経過
四　吸収分割により吸収分割承継連合会が吸収分割連合会から承継した重要な権利義務に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
（新設分割組合等及び新設分割設立連合会の事後開示事項）
第百条の四　法第百八条の十五において読み替えて準用する法第八十七条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一　新設分割が効力を生じた日
二　新設分割組合等における法第百八条の十五において読み替えて準用する法第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過
三　新設分割組合等における法第百八条の十五において読み替えて準用する法第八十四条の四第二項の規定による請求に係る手続の経過
四　新設分割により新設分割設立連合会が新設分割組合等から承継した重要な権利義務に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項
（吸収分割組合及び吸収分割承継組合等が締結する吸収分割契約の記載事項）
第百条の五　法第八十八条の三第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　吸収分割（法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割をいう。以下この条において同じ。）を行う時期
二　吸収分割を行う組合の法第八十八条の二第二項の総会（法第八十八条の四第一項又は第二項の規定により総会の決議を経ないで吸収分割を行う組合にあっては、理事会）の日

（新設）　（新設）　（新設）